

長崎県警察の催涙ガス器具の使用及び取扱いに関する訓令

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 使用等（第 3 条 - 第 7 条）
- 第 3 章 管理（第 8 条 - 第 16 条）
- 第 4 章 亡失、損傷等の報告（第 17 条・18 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、長崎県警察における警察官の催涙ガス器具の使用及び取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この訓令において、「催涙ガス器具」（以下「ガス器具」という。）とは、催涙ガス若しくは催涙剤（一時的に人に催涙させる作用を有するもので、警察庁長官（以下「長官」という。）が別に定めるものをいう。）を放散する球若しくは筒又はこれらの球若しくは筒を発射し、若しくは催涙ガス若しくは催涙剤を放散する器具をいう。

2 この訓令において、「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第 7 条ただし書第 1 号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる凶悪な罪」をいう。

第 2 章 使用等

（ガス器具を使用することができる場合）

第 3 条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護、公務執行に対する抵抗の抑止又は犯罪の制止のため必要であると認める相当な理由ある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、ガス器具を使用することができる。

2 前項の場合において、警察官は、次の各号の 1 に該当する場合を除き、相手方に危害を与えるおそれのある方法でガス器具を使用してはならない。

(1) 刑法第36条（正当防衛）又は同法第37条（緊急避難）に該当する場合

(2) 凶悪な罪を現に犯し、若しくはすでに犯したと疑うに足りる十分な理由のある者が、その者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃走しようとするとき、又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するためにやむをえないと警察官が信ずるに足りる相当な理由のある場合

(3) 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際、その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃走しようとするとき、又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するため、やむをえないと警察官が信ずるに足りる相当な理由のある場合

(部隊組織により行動する場合の使用)

第4条 警察官が、部隊組織により行動する場合において、ガス器具を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

(使用の場合の予告)

第5条 ガス器具を使用しようとするときは、状況が急迫であって、特に警告するいとまのないときを除き、あらかじめガス器具を使用することを相手方に警告しなければならない。

(使用の場合の留意事項)

第6条 警察官は、ガス器具を使用する場合においては、次に掲げる事項に留意するようにしなければならない。

- (1) 相手方以外の者に対する影響を最小限度にとどめるように配慮すること。
- (2) 事案の性質、地形及び地物の状況、屋内外の別、気象条件等を総合的に考慮し、これに即応したガス器具の使用方法を選定すること。
- (3) ガソリンその他引火しやすい物に近い場所においては、火災予防に注意すること。
- (4) 球又は筒を投げ、又は発射するにあたっては、その到着地点を見定めるとともに、その効果の確認を怠らないようにすること。

(使用の報告)

第7条 警察官は、ガス器具を使用したときは、速やかにその状況を、所属長又は部隊指揮官(以下「所属長等」という。)に報告しなければならない。

2 ガス器具使用の報告を受けた所属長等は、速やかに別記様式第1号の催涙ガス器具使用報告書により、長崎県警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

第3章 管理

(管理)

第8条 ガス器具の保管・管理については、法令の定めるところによるほか、この訓令の定めるところによる。

(総括管理責任者)

第9条 ガス器具の総括管理責任者は警務部長とする。

2 総括管理責任者は、ガス器具の管理及び使用について、適正かつ効果的な運用に努めなければならない。

3 前項に係わる事務は、警務部装備施設課長が行う。

(管理責任者)

第10条 各所属等に供用、貸与、配分されたガス器具の保管・管理についての責任を明確にするため、管理責任者を置くものとする。

- (1) 各所属における管理責任者は、所属長とする。
- (2) 部隊活動における管理責任者は、次のとおりとする。
 - ア 一般部隊については、当該部隊の長
 - イ その他の部隊については、当該部隊・班の長
 - ウ 現地本部にあっては、現地本部の長

2 管理責任者は、当該所属等で保有するガス器具について、すべての責任を負うものとする。

(取扱責任者)

第11条 管理責任者の事務を補助させるため、次に掲げる者を取扱責任者とする。

- (1) 警察本部の所属においては、管理官、次席、副隊長及び副校長
 - (2) 警察署においては、副署長
 - (3) 警務部装備施設課（以下「装備施設課」という。）において管理するガス器具については、
装備施設課次席
 - (4) 部隊活動時においては、警部以上の職にある警察官で、管理責任者が指定した者
- 2 取扱責任者に指定された者については、官職氏名について、別記様式第2号の催涙ガス器具取扱者名簿に明記しておかなければならない。
- 3 管理責任者の命を受けた取扱責任者は、ガス器具の保管の責任を負うものとする。

（取扱担当者）

第12条 管理責任者は、取扱責任者の事務を補助させるため、所属等の警察官の中から、警部補以上の職にある者を取扱担当者と指定し、別記様式第2号の催涙ガス器具取扱者名簿に明記しておかなければならない。

（保管）

第13条 管理責任者は、ガス器具の保管について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガス器具は、かぎのある保管庫に保管するとともに、自然発火、誘爆、損傷等がないように取扱うこと。
- (2) 平素の手入れを徹底するとともに、直射日光又は湿気を遠ざけること等により、常に良好な状態で保管し、いつでも使用できるようにしておくこと。

（貸与等）

第14条 ガス器具の貸与は、管理責任者が、本部長の命令により、警察官に対してしなければならない。ただし、やむをえない事由があつて、本部長の命令を受けるとまがない場合は、この限りでない。この場合においては、事後速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 ガス器具の貸与を受けた警察官は、貸与を受けたガス器具について、亡失し、又は損傷しないようにしなければならない。
- 3 ガス器具の貸与を受けた警察官は、使用の必要がなくなったときは、速やかにそのガス器具を管理責任者に返納しなければならない。

（出納）

第15条 保管中のガス器具の出納は、必ず取扱責任者又は取扱担当者が立ち合いの上、行わなければならない。

- 2 管理責任者は、別記様式第3号の催涙ガス筒発射器出納簿及び別記様式第4号の催涙ガス筒等出納簿を備付け、ガス器具の出納状況を明らかにしなければならない。

（点検）

第16条 取扱責任者は、毎月1回以上ガス器具の性能、数量等について点検を行い、その結果を別記様式第5号の催涙ガス器具点検結果記録簿に記入し、その状況を明らかにしなければならない。

第4章 亡失、損傷等の報告

（亡失等の報告）

第17条 警察官は、ガス器具を亡失し、又は盗難等が発生したとき、若しくはそのおそれを認めるときは、直ちにその状況を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理責任者は、総括管理責任者に速報するとともに、報告を受けたガス器具の検索を実施しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた管理責任者は、直ちに別記様式第6号の催涙ガス器具亡失等報告書により、総括管理責任者を經由して本部長に報告しなければならない。
- 4 報告を行ったガス器具が発見された場合、管理責任者は、総括管理責任者を經由して本部長にその状況について速報するとともに、速やかに書面による報告をしなければならない。
(損傷等の報告)

第18条 警察官は、ガス器具を損傷し、又は故障等を発見したとき、若しくはそのおそれを認めるときは、その状況を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理責任者は、速やかに別記様式第7号の催涙ガス器具損傷等報告書により、総括管理責任者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年長崎県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成19年3月16日から施行する。